

知的財産高等裁判所について

平成 15 年 12 月 5 日
慶應義塾大学 三木浩一

1. 知的財産高等裁判所に期待される機能

1) 平成 8 年民訴法改正による専門的処理体制の充実

特許権等に関する事件の東京・大阪地裁への競合管轄化
裁量上告制度の導入（最高裁の機能強化）

2) 平成 15 年民訴法改正による専門的処理体制の充実

特許権等に関する事件の東京・大阪地裁への専属管轄化（第一審）
特許権等に関する事件の東京高裁への専属管轄化（第二審）
著作権等に関する事件の東京・大阪地裁への競合管轄化
専門委員制度の導入
その他関連事項（5人合議制）

3) 制度設計の目的は何か

判例統一機能
看板効果
司法行政権の独立

2. 甲 A 案について

1) 「特許権等に関する訴え」という管轄概念

専門技術性のない事件を包含
関連請求や併合請求の取り扱い
専門技術性をめぐる争い（「専門技術性の有無」で区切る場合）

2) 民訴法改正との整合性

柔軟な事件配点
第 1 審との連続性

3) 著作権等に関する事件

知財事務局のA案（専門裁判所の設立の理念、憲法上の要請）
二者択一的な職分管轄との親和性
競合管轄とした場合の合理性（専門裁判所の理念）

4) 管轄の問題の重要性

管轄に関する争いの深刻さ（私益に関する紛争との関係）
硬直的な管轄の問題性（管轄をめぐる争いの濫用）
アメリカにおける混乱（ホームズ事件など）
国民に利用しやすい制度設計（単なる技術的な問題ではない）

3. 甲B案および乙案について

1) 管轄の問題

東京高裁内の組織であり、独自の職分管轄はない
事件配点で処理するので、取り扱いは柔軟
周辺的な争いを防止

2) 看板効果

甲B案では達成可能
乙案ではやや疑問か

3) 平成8年および15年民訴法改正との関係

連続性
発展性